消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書 [業務用蓄熱調整契約(選択約款)]

当社は、このたび、電気事業法第19条第12項の規定に基づき届出を行なった選択約款の業務用蓄熱調整契約(平成26年3月1日実施)において、消費税等相当額を含んだ割引単価等を変更することといたしましたので、電気事業法施行規則第47条の3の規定に基づき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のとおりでございます。

また、7 (蓄熱運転により夜間時間に最大需要電力が発生する場合の取扱い) に定める割引単価および附則3 (消費税法の改正にともなう経過措置) に定める 料金率に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で四捨 五入しております。

(1) 7 (蓄熱運転により夜間時間に最大需要電力が発生する場合の取扱い) に定める割引単価

区分および単位	割引単価	消費税等相当額
業務用電力または業務用季節別時間 帯別電力として電気の供給を受ける 場合	円	円
蓄熱ピークシフト電力1キロワッ トにつき	1, 454. 76	107. 76
業務用電力Ⅱ型または業務用ウィー クエンド電力として電気の供給を受 ける場合		
蓄熱ピークシフト電力1キロワッ トにつき	1, 836. 00	136. 00

(2) 附則3 (消費税法の改正にともなう経過措置) に定める割引単価

区分および単位	割引単価	消費税等相当額
業務用電力または業務用季節別時間 帯別電力として電気の供給を受ける 場合	円	円
蓄熱ピークシフト電力1キロワッ トにつき	1, 414. 35	67. 35
業務用電力Ⅱ型または業務用ウィー クエンド電力として電気の供給を受 ける場合		
蓄熱ピークシフト電力1キロワッ トにつき	1, 785. 00	85.00